

別表第 1（第 3 条関係）

（1）中山間地域小規模拠点事業所支援事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
施設運営費等から介護給付費等を差し引いた額	施設運営基準額から介護給付費等を差し引いた額	4 分の 3

注 1 補助対象期間は、1 事業所当たり開設後 36 月以内とし、1 月に満たない月は対象期間に含めない。

注 2 「施設運営費等」は、補助対象期間に係る施設の運営に要する経費（施設を運営するために必要な職員の給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、自動車損害保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税、給食材料費等、社会福祉法人会計基準の「経常活動による収支」の項目に計上された費目）から寄付金その他の収入額を差し引いた金額とする。

注 3 「介護給付費等」は、補助対象期間に事業所が受け取る介護給付費及び訓練等給付費等（基本報酬及び各種加算を合算した額）とし、1 日当たりの平均施設利用者が 5 名に満たない場合は、当該合算した額に「 $5 \div 1$ 日当たりの平均施設利用者数」を乗じて得た額とする。

注 4 「施設運営基準額」は、（ア）基準額に（イ）職員数を乗じて得た額とする。

（ア）基準額

年額 420 万円とし、補助対象期間が 12 月に満たない場合は月割とする。

（イ）職員数

当該施設で障害福祉サービス又は障害児通所支援に直接従事する職員（送迎サービスに従事する職員を含む。）を常勤換算したものとする。ただし、障害福祉サービスにおいては、常勤換算 3.26 人（送迎を行わない障害福祉サービスにおいては、2.0 人）、障害児通所支援においては、常勤換算 3.46 人（送迎を行わない障害児通所支援においては、2.2 人）を上限とする。

(2) 中山間地域障害福祉サービス確保対策事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
補助の要件に該当する障害福祉サービスの提供に要した費用	補助の要件に該当する障害福祉サービス等の提供に係る所定単位数に次の算式により求めた率(ア)を乗じ、さらに 10 円を乗じて得た額に、(イ)に要する費用を加えた額を、市町村が補助し、又は自ら負担した額 (ア) = $a + b + c$ a : 事業所の所在地から利用者宅等までの訪問又は送迎に要する時間が 20 分以上 1 時間未満である場合は 0.15、1 時間以上である場合は 0.35、それ以外の場合は 0 b : 特別地域加算対象地域内に所在する小規模事業所であり訪問又は送迎に要する時間が 20 分未満である場合は 0.1、それ以外の場合は 0 c : 新たに常勤の職員を雇用する事業所である場合、新たに雇用した職員数に 0.05 を乗じた数、それ以外の場合は 0 (イ) 事業所の所在地から利用者宅等までの訪問又は送迎に有料道路を使用した場合の利用料金	2 分の 1

注 1 「補助の要件に該当する障害福祉サービス」とは、次に掲げるサービスとする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。

以下この事業において「法」という。）第 5 条第 2 項に規定する居宅介護

イ 法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護

ウ 法第 5 条第 4 項に規定する同行援護

エ 法第 5 条第 5 項に規定する行動援護

オ 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 523 号)の別表第 6 の 3 の 2 のロ又はハを算定している場合に限る）

カ 法第 30 条第 1 項第 2 号に定める基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援

ク 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援

ケ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 82 条の第 4 項の適用を受ける多機能型事業所が行う生活介護

注 2 「所定単位数」とは、法に基づく介護給付費等単位数サービスコード表の合成単位数をいう。

注 3 基準額の計算は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 523 号)及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）に定められた方法に準じて行うものとする。

注 4 「利用者」とは、法において支給決定を受けた者のうち、特別地域加算対象地域（平成 21 年 3 月厚生労働省告示第 176 号により定められた厚生労働大臣が定める地域）に居住する者をい

う。(ただし、特別地域加算対象地域のある市町村において、特別地域加算対象地域外で障害福祉サービスの確保が困難な地域(最寄りの事業所まで20分以上かかる地域)に居住し市町村長が補助することが適当であると認めた者を含む。)

注5 「利用者宅等」について、利用者の居宅のほか、利用者の利便性を考慮し、訪問又は送迎を実施した最寄り駅や集合場所等として市町村長が認めた場所をいう。

注6 「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道に当該時間を要すると市町村長が認めた時間をいう。

注7 補助基準額(ア)において、注1のオ、キ、ク及びコについては、片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。

注8 「小規模事業所」とは、各市町村の区域(平成16年以降に合併した市町村にあつては、合併前の市町村の区域でも可能とする)におけるサービスごとの令和4年4月の合計利用回数が200回以下(介護保険法に基づく利用回数を含む。)の区域に所在する事業所をいう。

注9 「新たに常勤の職員を雇用する事業所」とは、事業所の所在地から利用者宅までの訪問に要する時間が20分以上又は特別地域加算対象地域内に所在する小規模事業所であり訪問に要する時間が20分未満であつて、補助対象となる障害福祉サービスに専ら従事させるため(当該事業所が介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定を併せて受けている場合にあっては、その介護保険法に基づく指定を受けている事業に従事する場合を含む。)、直接、当該障害福祉サービスの提供にあたる常勤の職員を雇用した事業所とする(ただし、当該雇用から1年を経過していないものであつて、補助金の交付決定以降に雇用し、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。))。

注10 「専ら従事」及び「常勤」とは、「高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年高知県条例第15号)の規定による。

注11 補助基準額(イ)において、事業所から利用者宅まで、有料道路を使用せずに訪問又は送迎を行った場合の移動距離が30km以上又は移動時間がおおむね60分以上であり、有料道路を利用することで移動時間が30分以上短縮される場合に限り対象とする。また、有料道路を20km以上利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなす。

(3) 重度障害児者短期入所利用促進事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
指定短期入所事業所である医療機関(医療型障害児入所施設及び療養介護事業所であるものを除く。)が、医療的ケアが必要な重度障害児者を受け入れた場合に、当該障害児者が入院した際の診療報酬と医療型短期入所サービス費との差額を算定した額	対象者1人当たり 日額2万円	2分の1

注 「医療的ケアが必要な重度障害児者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)のうち短期入所サービス費に定める特別重度支援加算の対象者とする。

(4) 重度障害児者ヘルパー利用支援事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
指定重度訪問介護事業所等が、重度障害児者が医療機関に入院等した際に家族に代わって見守り等(介護給付費及び診療報酬等により評価されるものを除く。)を行った場合に、見守り等に要した費用	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)(以下「報酬告示」という。)に定める重度訪問介護サービス費の所要時間の区分により算定した額 ※ただし、対象者 1 人当たり年度内において 42 日を上限とする。	2 分の 1
指定重度訪問介護事業所等が、重度障害児者の保護者が重度障害児者を通所事業所へ送迎する際に付き添い等に要した費用	報酬告示に定める重度訪問介護サービス費の所要時間の区分により算定した額	

注「重度障害児者」とは、市町村等が常時見守り等の配慮が必要と認めた障害児又は障害者とする。

(5) 強度行動障害者短期入所支援事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
次の基準を満たす指定短期入所事業所が、対象となる利用者を受け入れた場合に、福祉型短期入所サービス費に加算した額 「基準を満たす指定短期入所事業所」とは、次のアからウまでのいずれにも該当し、かつ、別に定める対象事業所届出要領に基づき確認された事業所とする。 ア 居室は、原則として個室であること。ただし、個室を確保することができない場合にあっては、利用者の状況に応じた配慮をしていること。 イ 強度行動障害者の診療に相当の経験を有する医師の協力体制を確保していること。 ウ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を受講している職員を 1 名以上配置していること。 「対象となる利用者」とは、付表 1 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上である利用者とする。	対象者 1 人当たり 日額 5,100 円	2 分の 1

注 この要綱における短期入所サービスの利用は、当該年 3 月サービス提供分から翌年 2 月サービス提供分までとする。

(6) 障害児長期休暇支援事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
共済費（社会保険料に限る。）、賃金、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助並びに交付金とする。	延べ利用者数 1人当たり 4,500 円	3 分の 1

注 事業実施にあたり必要な事項は、別に定める「高知県障害児長期休暇支援事業実施要領」のとおりとする。

(7) 障害児・者地域支え合い支援事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
報償費及び委託料のうち報償費分（市町村が協議会等に委託する場合）	1 市町村当たり 30 万円以内 (1 時間当たり 600 円)	2 分の 1

注 事業実施にあたり必要な事項は、別に定める「高知県障害児・者地域支え合い支援事業実施要領」のとおりとする。

(8) 医療的ケア児等支援事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
保育所等において、主治医の指示に基づき、医療的ケア児に対し訪問看護師等が医療的ケアを行うことに要した費用	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下この事業において「法」という。）第 88 条による訪問看護療養費により算定した額 ※ただし、対象者 1 人当たり 1 月において 319,000 円を上限とする。	2 分の 1
保育所等において、医療的ケア児に医療的ケアを行うために雇用した加配看護師に対し、訪問看護師等が技術援助を行うことに要した費用	法第 88 条による訪問看護療養費により算定した額 ※ただし、対象者 1 人当たり年度内において 20 万円を上限とする。	
医療的ケア児・者が、医療機関へ定期受診をする際に、医療的ケアを行うために訪問看護師等が付き添ったことに要した費用	法第 88 条による訪問看護療養費により算定した額 ※ただし、対象者 1 人当たり年度内において 182,000 円を上限とする。	

注 1 「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園又は特別支援学校のことをいう。

注 2 「訪問看護師等」とは、訪問看護事業所において、訪問看護サービスの提供にあたる保健師、助産師、看護師又は准看護師のことをいう。

注 3 「医療的ケア児・者」とは、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアが必要な障害児又は障害者のことをいう。

(9) 強度行動障害者サービス利用促進事業

補助対象経費	補助基準額	補助率
補助の要件に該当する指定生活介護事業所が、算定対象者を受け入れた場合に生じる、加配職員の雇用に係る経費	(単価) 次の指定障害福祉サービスに係る人員配置基準別に定める額 6 : 1 事業所 5,000 円 (日額) 5 : 1 事業所 4,800 円 (日額) 3 : 1 事業所 4,000 円 (日額) 2.5 : 1 事業所 3,600 円 (日額) 2 : 1 事業所 3,000 円 (日額) 1.7 : 1 事業所 2,500 円 (日額)	2 分の 1

注 1 「補助の要件に該当する指定生活介護事業所」とは、次のアからウのいずれにも該当する事業所とする。

ア 指定生活介護事業所の指定を受けていること。ただし、障害者支援施設における生活介護事業を除く。

イ 看護職員又は生活支援員（以下「直接処遇職員」という。）のうち、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講修了者を 1 名以上配置していること。

ウ 指定障害福祉サービスの報酬に係る算定基準に基づく人員配置に加え、算定対象者の通所日において算定対象者 1 人に対して、直接処遇職員を 1 人配置していること。

注 2 「算定対象者」とは、法において支給決定を受けた者のうち、次のアからエのいずれにも該当する者とする。

ア 障害者支援区分が区分 6 である者

イ 付表 1 に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上であり、かつ、そのうち 2 点の項目のうち「コミュニケーション」、「説明の理解」及び「てんかん」以外の項目に 2 つ以上該当し、そのうちの 1 つが「異食行動」、「自らを傷つける行為」又は「他人を傷つける行為」に該当する者

ウ 障害者支援施設に入所していない者

エ 集団での支援が困難であり、常時、個別対応（算定対象者 1 人に対し直接処遇職員 1 人が支援を行うこと。）が必要であると市町村が認めた者

注 3 この要綱における生活介護サービスの利用は、当該年 3 月サービス提供分から翌年 2 月サービス提供分までとする。

(10) 保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業

補助対象経費	補助対象施設	補助基準額	補助率
性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費（需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料及び備品購入費）	障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	1 施設当たり 100,000 円	4 分の 3

注1 対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

注2 カメラ設置の要否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。

注3 カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。

注4 カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

別表第2（第5条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。